

ベトナムにおける青少年保護のための インターネット規制と運用

2012年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

本報告書に関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構(ジェトロ)
調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL: 03-3582-5544
FAX: 03-3582-5309
email: ORA@jetro.go.jp

【免責条項】

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接、間接的若しくは懲罰的損害及び利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされている場合であっても同様とします。

(C)JETRO 2012

本報告書の無断転載を禁ずる

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：ベトナムにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

ジェトロでは、主として中小企業の関係者の皆様が海外にて円滑に事業展開できることを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

- 質問1：今回、本報告書で提供させていただきました「ベトナムにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」について、どのように思われましたでしょうか？

(○をひとつ)

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

- 質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関する感想をご記入下さい。

--

- 質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

- お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	□企業・団体	会社・団体名
		部署名
	□個人	お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

以下では当地におけるオンラインゲーム、SNS 等のインターネット関連サービスに関する規制について説明するが、当地の法令は解釈が難しい面もあるため、実際には法律専門家への相談、または関係当局へ個別に問い合わせる必要がある旨留意いただきたい。

1. インターネットについて青少年を守る法律

当該分野の主たる管轄省庁である情報通信省へヒアリングしたところ、以下法令がインターネット関連サービスに関する規制であり、他には法令がまだない。よって現在（2012年3月）、サービス（掲載する情報含む）内容に関する規定はあるが、年齢制限に関する規定はないということになる。

法令番号	法令タイトル	備考
Decree 97/2008/ND-CP (2008年8月28日付)	Decree on the management, provision and use of internet services and electronic information on the internet	第6条に国家の安全や社会秩序に反するような内容、暴力や猥褻行為を誘発するような内容を禁止する等の記載あり。
Circular 07/2008/TT-BTTTT (2008年12月18日付)	Circular guiding a number of contents of the government's decree97/2008/ND-CP	第6条に、Decree 97/2008/ND-CP 第11条にあるSNSに関する規定の補足として、年間2回、そして政府機関から要求があった場合の報告書提出等につき記載あり。
Circular 14/2010/TT-BTTTT (2010年6月29日付)	Detailing a number of articles on management of websites and online social network services of the government's decree 97/2008/ND-CP	第4条で猥褻行為または暴力行為等の詳細な表現等を禁じており、第7条のSNSの義務として同4条に違反しないことが求められている。

2. ネットに問題があったときのホットライン

情報通信省によると、問題があるネットを発見した場合、情報通信省(Electronic Information Division)が窓口となって当該情報を受け付ける。

3. 規制についての民間企業の問い合わせ

情報通信省によると、規制に関する問い合わせは、情報通信省(Electronic Information Division)が窓口となって受け付ける。なお、Decree 97/2008/ND-CP 第25条

4. 規制に対処するために民間企業が設置している団体

情報通信省によると、Vietnam Software & IT Services Association(VINASA)が主に業界団体としての意見をまとめ同省へ交渉してきている模様。

※VINASA ウェブサイト: <http://www.vinasa.org.vn/>

5. その他、参考情報

以下のようなオフィシャルレターが情報通信省から出されている。オンラインゲームの人気の過熱しているというような報道等があり、新たな規制が出されるまではオンラインゲームの新規認可を出さない(審査をしない)というオフィシャルレターが2010年8月にだされた。その後、2011年10月に別のオフィシャルレターが出された。

同文書では、内容によっては新たなゲームの発行を検討するという文書が出されている。

オフィシャルレター番号	備考
2455/BTTTT-PTTH&TTDT (2010年8月2日付)	各種報道でオンラインゲームに関する意見が出ており、情報通信省は新たな規制案を政府に提出。規制につき検討中の期間は新たなゲームについて審査しない等の記載あり。
3097/BTTTT-PTTH&TTDT (2011年10月11日付)	オンラインゲームサービス提供企業宛てのレター。ベトナムの習慣、文化、歴史に沿ったオンラインゲームを提供する旨要求し、エンターテインメント的、教育的等の内容であればゲームの発行を検討する旨の記載あり。

ベトナムにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

2012年3月発行

著作・発行 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

〒107-6006 東京都港赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

Copyright © 2012 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載